

平成28年第12回東京都北区教育委員会定例会

会議月日	平成28年12月13日(火)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教 育 長 清 正 浩 靖	委 員 森 岡 謙 二	
	委 員 森 下 淑 子	委 員 加 藤 和 宣	
	委 員 檜 垣 昌 子	委 員 渡 辺 敦 子	
欠席委員			
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事) (教育未来館長)	
	学校改築施設管理課長	学校支援課長	
	生涯学習・学校地域連携課長	教育指導課長	
	教育支援担当課長	飛鳥山博物館長	
	中央図書館長		
	学校適正配置担当部長	学校適正配置担当課長	
	子ども未来部長	子ども未来課長	
	放課後子ども総合プラン推進担当副参事	子どもの未来応援担当副参事	
	子育て施策担当課長	保育課長	
	男女いきいき推進課長	子ども家庭支援センター所長	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
1	85号	幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則	承認
2	86号	幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	承認
3	87号	東京都北区立幼稚園の廃止について	承認
4	88号	東京都北区立豊島東児童館の指定管理者の指定について	承認
5	89号	東京都北区立十条台児童館の指定管理者の指定について	承認
6	90号	東京都北区立西ヶ原子どもセンターの指定管理者の指定について	承認

日程	報告事項	報 告 内 容	結果
7	56号	浮間中学校仮移転に伴う旧西浮間小学校増築校舎の解体・建設について	了承
8	57号	(仮称) 東京都北区子どもの貧困対策に関する支援計画に関する実態調査結果と「中間のまとめ」について	了承
9	58号	後援・共催事業に関する報告	了承

平成28年第12回東京都北区教育委員会定例会会議録

平成28年12月13日(水) 13:30～

清正教育長

それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより、平成28年第12回北区教育委員会定例会を開会いたします。

日程第1、第85号議案「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則の一部を改正する規則」及び日程第2、第86号議案「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」を一括して議題に供します。

事務局から説明をお願いいたします。

教育指導課長

教育長

清正教育長

教育指導課長

教育指導課長

それでは、私から幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則及び幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正についてご説明申し上げます。

委員の皆様方に先日事前に配付させていただきました資料でございますけれども、一部誤りがございましたので、本日机上に改めて資料を配付させていただいております。申しわけございません。

それでは、改正理由から説明させていただきます。本日配付させていただきました資料をもとにご説明させていただきます。改正理由といたしましては、「幼稚園教育職員の給与に関する条例」が平成28年特別区人事委員会勧告の内容に基づき改正することが、12月5日付北区議会で議決され、この改正条例に基づき幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則並びに幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則についても改正が必要となったものでございます。

勧告のポイントでございますが、11月28日の臨時会でもご説明させていただきましたが、本年の勧告では職員の給与月額が民間事業従業員の給与月額を584円下回っていたため、格差解消を目的として給料表を改定すること及び民間事業員のボーナスの支給割合が職員の期末勤勉手当の年間支給月数を0.12カ月分上回っているため、年間支給月数を引き上げることとされております。

3、改正する規則及び改正内容をごらんください。まず幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則ですが、これは給料表が改定されたことに伴い、別表3にございます昇格時対応号給表の改正を行う必要がございます。改正後の規則の施行期日ですが、付則にございますとおり給料表の改正が平成28年4月1日に改正されることに伴い、同様に平成28年4月1日付で施行するものとして規定しております。

次に幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則でございますが、第4条第1項第1号及び第4条第1項第2号に規定される支給月数を変更いたします。再任用以外の一般職員の1回の支給月数は「100分の85から100分の95」。管理職員については「100分の105から100分の115」に引き上げます。また管理職以外の再任用職員の支給月数を「100分の40から100分の45」に、管理職再任用職員の支給月数を「100分の50から100分の55」に引き上げます。この改正は公布日から施行

しますが、平成28年12月支給の勤勉手当の基準日が12月1日でございますので、改正後の規定は平成28年12月1日から適用することを付則に定めております。なお、今回の改正で引き上げました支給月数で次年度以降支給しますと、6月支給分と12月支給分がそれぞれ引き上げられ、引き上げ幅が本年度より大きく増加しますので、勧告には平成29年4月1日から引き上げ幅を減らすことも含まれており、この改正につきましては、別途提案いたします。

それでは、ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。本件に対して特に反対意見はないようですので、本件につきましては、原案どおり承認することでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することと決定させていただきます。次に日程第3、第87号議案「東京都北区立幼稚園の廃止について」を議題に供します。事務局から説明をお願いいたします。

学校支援課長

教育長

清正教育長

学校支援課長

学校支援課長

第87号議案「東京都北区立幼稚園の廃止について」ご説明申し上げます。1枚おめくりいただき、説明欄をごらんください。

ほりふな幼稚園を廃止するため提出するものでございます。本年度ほりふな幼稚園は平成28年度区立幼稚園園児募集方針に基づく学級編制を行う応募園児数、これは11人以上でございますが、これに満たなかったため、4歳児の学級編制は行われず5歳児のみで幼児教育を実施してまいりました。本年度でその5歳児の幼児教育が終了することから、ほりふな幼稚園を廃止するものでございます。なお、ほりふな幼稚園廃止後は、保育園待機児童解消に向けた緊急対策として、堀船南保育園の分園として整備する予定でございます。

以上ご説明申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。それでは、本件に対し特に反対意見はないようですので、本件につきましては原案どおり承認することをご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定させていただきます。  
次に日程第4、第88号議案「東京都北区立豊島東児童館の指定管理者の指定について」、日程第5、第89号議案「東京都北区立十条台児童館の指定管理者の指定について」及び日程第6、第90号議案「東京都北区立西ヶ原子どもセンターの指定管理者の指定について」を一括して議題に供します。  
事務局から説明をお願いします。

子ども未来  
課長

教育長

清正教育長

子ども未来課長

子ども未来  
課長

それでは日程第4から日程第6の指定管理者の指定につきまして、説明をさせていただきます。施設につきましては、豊島東児童館、それから十条台児童館、西ヶ原子どもセンターの3施設でございます。12月5日の本会議におきまして、それぞれの施設について指定管理者及び指定の期間につきまして、議会の議決をいただきましたので、指定につきまして、教育委員会のご承認をお願いするといったものでございます。  
なお、詳細につきましては11月9日の教育委員会定例会におきまして、提出議案についての意見聴取の際に既に説明をさせていただきましたので、本日は省略をさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございませんでしょうか。

(質疑・異議なし)

清正教育長

ありがとうございます。本件に対し特に反対意見はないようですので、本件につきましては、原案どおり承認することをご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ありがとうございます。ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定さ

せていただきます。

次に報告事項に移ります。日程第7、報告第56号「浮間中学校仮移転に伴う旧西浮間小学校増築校舎の解体・建設について」、事務局から説明をお願いします。

学校改築施設  
管理課長

教育長

清正教育長

学校改築施設管理課長

学校改築施設  
管理課長

お手元の資料に基づきまして、ご報告をさせていただきます。

表紙をおめくりください。まず説明欄でございます。浮間中学校につきましては、隣の旧西浮間小学校に仮移転をするということで、現在その仮移転場所の整備に入っているところですが、今回ご報告申し上げますのは、旧西浮間小学校の西側に建ております別棟を一旦解体いたしまして、そこに増築校舎を建てるというものでございます。一時的に教育財産を撤去して仮校舎を建てるというような工事のスケジュールとなりますので、ご報告を申し上げるところです。

解体を行う財産の表示については、①にお示しのとおりでございます。およそ500㎡弱の旧別棟を取り壊します。そこに約1,000㎡ほどの増築校舎を解体後に建てるというもので、解体の開始時期については年明けの1月を予定しているところでございます。

以上ご報告させていただきました。

清正教育長

ご説明ありがとうございます。ただいまの報告につきまして、ご質問またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・異議なし)

清正教育長

ありがとうございます。それでは、ここで本件に関する報告は終了させていただきます。

次に日程第8、報告第57号「(仮称)東京都北区子どもの貧困対策に関する支援計画に関する実態調査結果と「中間のまとめ」」について、事務局から説明をお願いいたします。

子どもの未来  
応援担当副参  
事

教育長

清正教育長

子どもの未来応援担当副参事

子どもの未来  
応援担当副参  
事

私からは報告第57号「(仮称)東京都北区子どもの貧困対策に関する支援計画に関する実態調査結果と「中間のまとめ」」についてご報告させていただきます。

それでは1枚おめくりいただきまして、委員会資料のほうをごらんください。1の要旨でございます。こちら「(仮称)北区子どもの貧困対策に関する支援計画」の策定について、このたび実態調査の結果を受けまして、計画の「中間のまとめ」を取りまとめましたので、ご報告するものでございます。

続きまして、2の調査結果の内容結果、3の計画の中間まとめについてでございますが、B4縦の資料、この(仮称)北区子どもの貧困対策に関する計画中間まとめの概要というのをごらんいただきたいと思っております。こちらに基づいて説明をさせていただきます。

初めに計画の策定についてです。こちら1の計画の策定の趣旨については、お示しのとおりとなっております。次に計画期間でございますが、平成29年度からの5年間となっております。計画の対象といたしましては、年齢層としては原則18歳未満の子どもとその家庭とし、施策によってはおおむね20歳未満の子どもとしております。

次に北区の子どもを取り巻く現状でございますが、国の大綱においても優先的に施策を講じるよう配慮する必要があるとしております生活保護世帯の子ども、就学援助・児童扶養手当等の受給者は近年減少傾向にございます。

次に実態調査についてでございます。今回の調査におきましては、経済的困窮状態にある子どもと家庭の状況の把握に当たりまして、国が相対的貧困率を算出する際の基準としております国の貧困線、こちらは世帯員一人あたりの手取収入が122万円というものでございますが、こちらをもとにアンケートから得られた所得額等を使用しまして、国の貧困線を下回る水準で生活する子どもの割合のほうを算出しております。

結果でございますけれども、18歳未満の子どもがいる世帯では8.1%となっております。人口で換算いたしますとおよそ3,300人と推計されます。また参考値となりますけれども、主にひとり親家庭に支給されております児童育成手当受給世帯では55%余となっております。およそ1,900人と推計されます。また、こちらの実態調査全体を通じてですが、貧困線を下回る世帯ですとか、ひとり親家庭におきましては、子どもの自己肯定感や学習意欲、また授業の理解度が低い傾向ですとか、保護者が相談する相手がいないなどの社会的孤立の傾向が確認されております。

続きまして、1枚おめくりいただきまして2ページのほうにお進みいただきたいと思っております。こちらは実態調査等から見えてきた状況ということで、調査結果等から見えてきました困難を抱える家庭の子どもや保護者の状況を整理しまして、その中から主要な課題を導き出して課題に対応した七つの施策をとるのを設定させていただいております。こちらの各施策につきましては、後ほどご説明させていただきたいと思っております。

続きまして3ページにお進みいただきたいと思っております。北区の子どもの貧困対策の基本的な考え方を記載しております。1の基本目標につきましては、お示しのとおりとなっております。2の貧困の連鎖の解消のための三つの柱についてでございますけれども、基本目標の実現に当たっての施策展開の基本的な考え方として、三つの柱を設定しております。こちらに基づき国や東京都と連携を図りながら、貧困の連鎖の解消に向けた実効性の高い施策を展開するというふうにさせていただきます。

なお、各柱の下に記載させていただいている施策が先ほど実態調査等から導かれた課題から設定した施策を記載させていただいております。

続きまして、4ページになります。こちらが北区の子どもの貧困対策に関する取り組みということで、施策の内容を記載してございます。各施策の枠の一番上には施策の方針、その下左側に取り組みの方向性、また右側に重点検討項目ということで記載させていただいております。

重点検討項目につきましては、今後新規あるいは事業を拡充していきたいと考えている取り組みについて記載しております。その取り組みの時期などにつきましては、予算編成等の関係もございまして、今後の調整事項ということになってございます。

それでは、施策の1、乳幼児期の子どもの育ち・成長の支援についてでございますけれども、取り組みの方向性といたしましては、乳幼児期の子どもの育ち・成長の支援等二つの方向性を示してございます。

次に施策の2、学校教育による学び・成長の支援についてですが、取り組みの方向性といたしましては、家庭環境や経済状況に左右されない学力保障の推進などの三つの方向性を示させていただいております。

次に施策の3、子どもの居場所づくりの推進についてです。こちら取り組みの方向性といたしましては、困難を抱える家庭の子どもの状況に寄り添った学習支援など、三つの方向性を設定しております。

続きまして5ページのほうにお進みいただきたいと思います。施策の4でございます。困難を抱えやすい子ども・若者への支援です。取り組みの方向性といたしましては、児童養護施設等を対象とする子どもを応援する取り組みの検討など、二つの方向性を設定させていただいております。

次に施策の5、孤立しない仕組みづくりについてです。こちらは取り組みの方向性といたしましては、学校を窓口とした相談支援体制の強化など、四つの方向性を設定しております。

続きまして、6ページのほうにお進みいただきたいと思います。施策の6でございます。保護者の就労・生活支援についてです。取り組みの方向性といたしましては、保護者の就労支援の推進など三つの方向性を設定しております。

次に施策の7、地域全体で支えるネットワークの構築についてですが、取り組みの方向性といたしましては、子どもの貧困の地域の理解を深め、協力を呼びかける取り組みなど、三つの方向性を設定させていただいております。

続きまして、7ページに進みください。計画の進捗状況の把握についてでございます。こちらは計画の進捗や効果を把握するために、ライフステージ等に応じた子どもの貧困に関する17の項目の指標を設定してございまして、その数値の変化を確認することで状況を把握し、施策の実施状況や効果を検証してまいります。

次に計画の推進についてです。計画の進行管理につきましては、北区子ども・子育て会議において施策の進捗状況や対策の効果等を効果検証し、必要に応じて見直し・改善を図ってまいりたいと考えております。

委員会資料のほうにお戻りいただきたいと思います。今後の予定でございますけれども、12月20日から来年29年の1月24日までパブリックコメントのほうを実施さ

せていただきます。その後2月に検討会の開催を予定しておりまして、その後教育委員会、区議会等にパブリックコメントの実施結果と計画案を報告させていただき、3月に計画の策定、4月に計画の公表を予定しております。

報告は以上となります。

清正教育長

ご説明ありがとうございました。

本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

森岡委員

教育長

清正教育長

森岡委員

森岡委員

7ページの進捗状況の把握で、子どもの貧困に関する17項目の指標を設定するという説明がありましたが、その17項目の設定はどこに書いてあるのでしょうか。

子どもの未来  
応援担当副参  
事

指標についてですが、概要において示させていただいているのが、代表的な指標を記載させていただいております。17項目としましては、冊子の本編のほうに記載させていただいています。

清正教育長

よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、ご質疑、ご意見はないようですので、ここで本件に関する報告は終了させていただきます。

次に日程第9、報告第58号「後援・共催事業に関する報告」について、事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、第58号議案「後援・共催事業に関する報告」について、ご報告をさせていただきます。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして、1ページをごらんください。今回は記書き以下、名義使用承認報告4件と事業実績報告が4件でございます。

まず、1件目でございます。事業名が「あすか会作品展」でございます。主催者は、東京都退職校長会北支部でございます。お示しのとおりの内容で、中央公園文化センターを会場に行われます。

2件目でございます。事業名が、「水織ゆみ 30周年記念リサイタル」。主催者



が、オフィス・キッチンでございます。お示しのとおりの内容で、北とぴあさくらホールを会場に行われます。

恐れ入ります、1枚おめくりいただきまして、2ページをごらんください。3件目となります。事業名が「北区民踊連盟創立60周年記念舞踊大会」。主催者が北区民踊連盟でございます。お示しのとおりの内容で、北とぴあさくらホールを会場に行われます。

4件目でございます。事業名が「2017年 新入学おめでとう大会」。主催者が株式会社朝日新聞社流通第2部でございます。お示しのとおりの内容で、北とぴあさくらホールを会場に行われます。

以上が、名義使用承認4件の報告のご報告となります。次に事業実績報告でございます。3ページの2件及び裏面4ページの2件の合計で4件となっております。後ほどご高覧いただきたいと思います。存じます。

私からは以上でございます。

清正教育長                   ご説明ありがとうございました。ただいまの件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

森下委員                   教育長

清正教育長               森下委員

森下委員                   今ご説明いただいた中の4番目ですけれども、名義使用承認報告の2017年新入学おめでとう大会。昨年とか以前にあったかどうか記憶にないんですけれども、これほどのような内容を計画されている大会でしょうか。

生涯学習・学校地域連携課長                   教育長

清正教育長               生涯学習・学校地域連携課長

生涯学習・学校地域連携課長                   こちらのほうは朝日新聞社が企画しているものでございまして、会場となる場所によりまして後援名義を申請しているようでございます。昨年は北区ではなかったのですが、文京区で実施したと伺っております。今年につきましては、北区の北とぴあを会場にということで、その会場のあるところの教育委員会に後援名義をお願いしているというものでございます。

公演の内容につきましては、入学前のお子さんを対象に交通安全のお話ですとか、1年生になったらという15分ぐらいの映画を見たり、ドラえもんの人形劇で家族や友達のかかわりの大切さというものを企画しているということで伺っております。

以上です。

清正教育長

よろしいでしょうか。ほかいかがでしょうか

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、ご質疑、ご意見がないようですので、ここで本件に関する報告は終了させていただきます。

以上で本日の日程全てを終了いたしました。これもちまして、平成28年第12回教育委員会定例会を閉会させていただきます。ありがとうございました。